

2022年10月

お客さま各位

帯広信用金庫

手形・小切手の取扱変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げるとともに、電子化に向けた対応として、別紙『「電子交換所」設立のご案内』のとおり、2022年11月に現行の手形交換所に代わる「電子交換所」を稼働させることとしています。

電子交換所の稼働により、これまで全国各地の手形交換所で行ってきた金融機関間の手形・小切手の交換方法が電子化され、手形・小切手のイメージデータ(画像データ)を送受信することで決済を行う仕組みに変更されます。

これに伴い、当金庫では手形・小切手の取扱いについて以下のとおり変更させていただきます。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

《 1. 個別取立のお取扱い廃止 》

電子交換所設立後は、すべての手形・小切手が電子交換所での取扱いとなることから、電子交換所参加金融機関(当金庫を含みます)が支払金融機関となる2022年11月3日以降を支払期日とする手形ならびに小切手については、原則、個別取立のお取扱いを廃止させていただきます。

なお、電子交換所不参加金融機関への取立や、電子交換できない証券類のお取扱いなど、特定の条件下でのみ個別取立によりお取扱いいたします。

◀ 2. お支払可能日時の変更 ▶

お支払可能日時を以下のとおり変更させていただきます。

【 変更前 】

	同一交換所 における交換	集中取立	個別取立
手形	支払期日(注)の 翌営業日 11 時以降	支払期日(注)の 翌々営業日	支払期日(注)の 金融機関間の 取立入金報告後
小切手	入金日の 翌々営業日 11 時以降		金融機関間の 取立入金報告後

(注) 手形支払期日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日を支払期日とします。



【 変更後 】

手形: 11月3日(木)(祝日)支払期日分より

小切手: 11月2日(水)入金分より

	電子交換		個別取立(*)
	当金庫本支店宛	他行宛	
手形	支払期日(注)の 翌営業日 11 時以降	支払期日(注)の 翌営業日 14 時以降	支払期日(注)の 金融機関間の 取立入金報告後
小切手	入金日の 翌々営業日 11 時以降	入金日の 翌々営業日 14 時以降	金融機関間の 取立入金報告後

(注) 手形支払期日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日を支払期日とします。

* 個別取立は、電子交換所不参加金融機関への取立や、電子交換できない証券類のお取扱いなど、特定の条件下でのみ受付致します。

《 3. 代金取立手数料の改定 》

2022年11月4日受付分より、代金取立手数料を以下のとおり改定させていただきます。
原則全ての手形・小切手が電子交換所での交換扱いとなることから、現行の手数料の「同一手形交換所内」660円（税込）を適用させていただきます。
なお、小切手は口座入金に限り、代金取立手数料を無料とします。

【 変更前 】(消費税込み)

区 分			当金庫宛	他行宛
代金取立	至急扱い（個別）	1 通	660 円	1,100 円
	普通扱い	1 通		880 円
	同一手形交換所内	1 通	660 円	



【 変更後 】(消費税込み)

区 分			当金庫宛	他行宛
代金取立	電子交換所に よる取立	小切手	1 通	無料
		手形	1 通	660 円
	個別取立（※）	小切手・手形等	1 通	1,100 円

※ 個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立や電子交換できない証券類の取扱いなど、特定の条件下での取立を指します。

《 4. 手形・小切手のご記入方法について 》

電子交換所では、全国の金融機関から送られる大量の手形・小切手のイメージデータ(画像データ)をもとに交換決済を行います。

つきましては、別紙「電子交換所設立に伴う手形・小切手のご記入方法」のとおり、留意点についてご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

「電子交換所」を設立します



ご案内3つのポイント

POINT 1



お客さまの**手続方法等の変更は
ございません。**従来どおり、金融機関
において取立依頼を行っていただけます。

POINT 2



すでにお持ちの**手形・小切手も
引き続き利用可能**ですので
ご安心ください。

POINT 3



2026年度までの全面的な電子化に向けて、**電子記録債権・インターネットバンキング等
の決済手段への移行**をご検討ください。



電子化することで、
こんなに利便性が向上します！

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに
万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

紙の手形・小切手から
電子的な決済手段への移行
をご検討ください！

2026年度までの
全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環
境配慮やテレワーク対応に向け
た社会的意義を持つとともに、
企業・金融機関の業務効率化に
貢献します。

金融界は、政府で閣議決定され
た約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化
に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度ま
でに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。



電子記録債権・
インターネットバンキングのご検討を！

電子化のメリットは、手形・小切
手をはじめとする書面・押印・対
面手続の省力化や管理コストの
削減など、支払側と受取側双方
にあります。お客さまにおかれ
ましても、電子記録債権の利用およびインターネット
バンキングからの振込といった電子的決済手段への
移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

ご確認
ください



手形の交換方法を電子化する

「電子交換所」
設立のご案内



**2022年11月から、
手形の交換方法が変わります**

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。
ぜひ、ご一読ください。

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION **全国銀行協会**

SHINKIN 信用金庫

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。



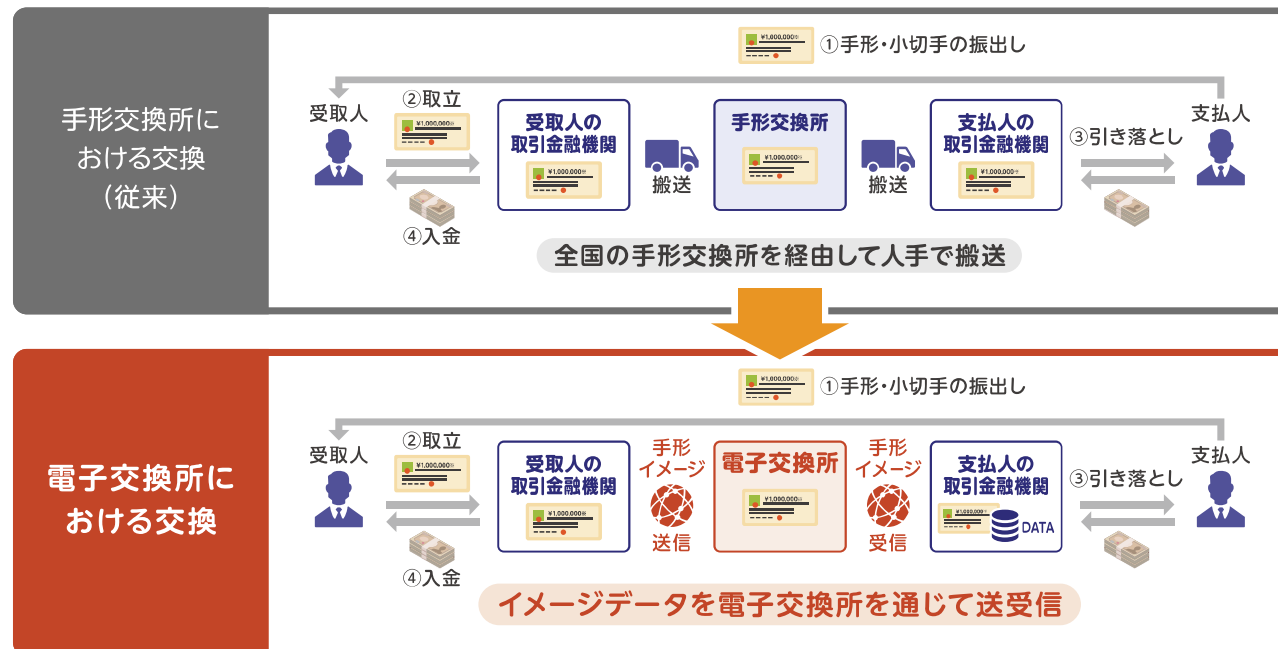
電子交換所の決済開始時期

2022年11月予定



電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



用紙や記入方法などはどう変わるの？



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。



② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。

電子交換所設立に伴う 手形・小切手のご記入方法

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行い、電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を2022年11月に設立いたします。

お客様のお手続きにおかれましては、変更なく、従来通り紙の手形・小切手をお持ちいただけますが、ご記入時のご留意事項がございますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1 金額欄のご記入方法

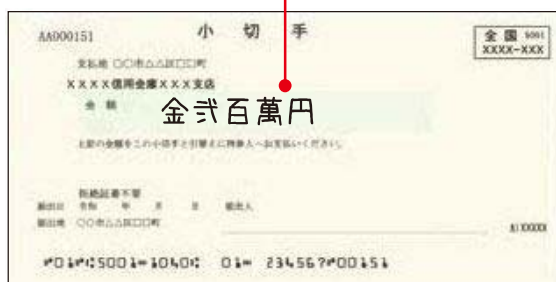
① アラビア数字でご記入の場合 (算用数字1.2.3…)

- チェックライターを使用し、3桁ごとに「,」を印字してください。
- 金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字してください。
- チェックライターによる金額は濃い文字となるよう、インクをご確認ください。



② 漢数字でご記入の場合

- 文字間をつめ、下表の漢数字を使用してください。
- 崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- 金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。



■金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

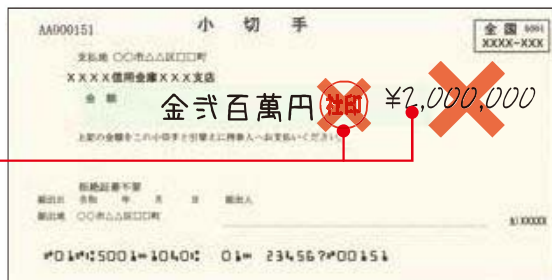
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

3 文字による複記等の禁止

- 記載文字を電子的に読取ることから、誤読要因となるメモ書き、記載被り、止印は禁止となっております。



2 訂正方法

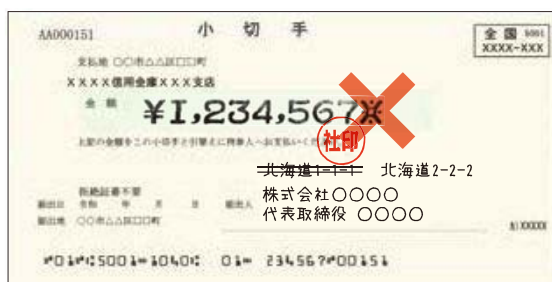
1 金額を誤記された場合

- 訂正せず、新しい手形・小切手用紙を使用してください。



2 金額以外の記載事項を訂正される場合

- 訂正箇所にお届け印を押印してください。
- 訂正の記載や押印を、金額欄、信用金庫名に重ねないでください。



帯広信用金庫